



# 愛媛県報

平成17年8月30日火曜日 第1689号外1

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

## ◇ 目 次 ◇

## 選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務代理者の選任	1
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	1
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時	1
衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスターの掲示の開始日	2
衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の放送順序を定めるくじを行う場所及び日時	2
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の告示の方法	2
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務の取扱場所	2
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人の数の制限	2
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙立会人を決定するためのくじを行う場所及び日時	2
衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務	

代理者の選任	2
衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時	2
衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の告示の方法	2
衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務の取扱場所	3
衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の参観人の数の制限	3
衆議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を決定するためのくじを行う場所及び日時	3
最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者の選任	3
最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時	3
最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長の告示の方法	3
最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長の事務の取扱場所	3
最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の参観人の数の制限	3

## 選挙管理委員会告示

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第52号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任した。

平成17年8月30日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

選挙区	選 挙 長		選挙長職務代理人	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第1区	松山市石手四丁目6番19号	藤山 薫	松山市祝谷二丁目6番5号	伊藤 敬
第2区	松山市久米窪田町1012番地8	松友勝俊	松山市祝谷二丁目6番5号	伊藤 敬
第3区	松山市祝谷町一丁目5番39号	麻生俊介	松山市祝谷二丁目6番5号	伊藤 敬
第4区	東温市見奈良1522番地5	河野保子	松山市祝谷二丁目6番5号	伊藤 敬

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第53号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成17年8月30日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

第1区	24,862,100円
第2区	25,814,800円
第3区	23,221,700円
第4区	22,920,900円

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第54号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成17年8月30日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

選挙区	場 所	日 時
第1区	愛媛県庁	平成17年9月13日午後1時
第2区	愛媛県庁	平成17年9月13日午後1時30分

第3区	愛媛県庁	平成17年9月13日午後2時
第4区	愛媛県庁	平成17年9月13日午後2時30分

### ○愛媛県選挙管理委員会告示第55号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定によりポスター掲示場にポスターの掲示を開始することができる日を次のとおり定める。

平成17年8月30日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 藤山 薫

平成17年8月30日

### ○愛媛県選挙管理委員会告示第56号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の放送順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成17年8月30日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 藤山 薫

1 場所 愛媛県庁

2 日時 平成17年8月30日 午後6時30分

### ○愛媛県選挙管理委員会告示第57号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の告示は、愛媛県報に登載して行う。

平成17年8月30日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 藤山 薫

### ○告 示

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務は、愛媛県庁において取り扱う。

平成17年8月30日

衆議院小選挙区選出議員選挙  
愛媛県第1区選挙長 藤山 薫  
衆議院小選挙区選出議員選挙  
愛媛県第2区選挙長 松友勝俊  
衆議院小選挙区選出議員選挙  
愛媛県第3区選挙長 麻生俊介  
衆議院小選挙区選出議員選挙  
愛媛県第4区選挙長 河野保子

### ○告 示

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人の数は、10人に制限する。

平成17年8月30日

衆議院小選挙区選出議員選挙  
愛媛県第1区選挙長 藤山 薫

衆議院小選挙区選出議員選挙

愛媛県第2区選挙長 松友勝俊

衆議院小選挙区選出議員選挙

愛媛県第3区選挙長 麻生俊介

衆議院小選挙区選出議員選挙

愛媛県第4区選挙長 河野保子

### ○告 示

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙立会人につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定によるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成17年8月30日

衆議院小選挙区選出議員選挙

愛媛県第1区選挙長 藤山 薫

衆議院小選挙区選出議員選挙

愛媛県第2区選挙長 松友勝俊

衆議院小選挙区選出議員選挙

愛媛県第3区選挙長 麻生俊介

衆議院小選挙区選出議員選挙

愛媛県第4区選挙長 河野保子

1 場所 愛媛県庁

2 日時 平成17年9月9日 午前10時

### ○愛媛県選挙管理委員会告示第58号

平成17年9月11日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務代理者を次のとおり選任した。

平成17年8月30日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

選挙分会長		選挙分会長職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
松山市石手四丁目6番19号	藤山 薫	松山市祝谷二丁目6番5号	伊藤 敬

### ○愛媛県選挙管理委員会告示第59号

平成17年9月11日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成17年8月30日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

1 場所 愛媛県庁

2 日時 平成17年9月13日 午後3時

### ○愛媛県選挙管理委員会告示第60号

平成17年9月11日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の告示は、愛媛県報に登載して行う。

平成17年8月30日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

## ○告 示

平成17年9月11日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務は、愛媛県庁において取り扱う。

平成17年8月30日

衆議院比例代表選出議員選挙  
愛媛県選挙分会長 藤 山 薫

## ○告 示

平成17年9月11日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の参観人の数は、10人に制限する。

平成17年8月30日

衆議院比例代表選出議員選挙  
愛媛県選挙分会長 藤 山 薫

## ○告 示

平成17年9月11日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定によるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成17年8月30日

衆議院比例代表選出議員選挙  
愛媛県選挙分会長 藤 山 薫

1 場所 愛媛県庁

2 日時 平成17年9月9日 午前10時30分

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第61号

平成17年9月11日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者を次のとおり選任した。

平成17年8月30日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 藤 山 薫

審査分会長		審査分会長職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
松山市石手四丁目6番19号	藤山 薫	松山市祝谷二丁目6番5号	伊藤 敬

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第62号

平成17年9月11日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成17年8月30日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 藤 山 薫

1 場所 愛媛県庁

2 日時 平成17年9月13日 午後3時30分

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第63号

平成17年9月11日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長の告示は、愛媛県報に登載して行う。

平成17年8月30日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 藤 山 薫

## ○告 示

平成17年9月11日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長の事務は、愛媛県庁において取り扱う。

平成17年8月30日

最高裁判所裁判官国民審査  
愛媛県審査分会長 藤 山 薫

## ○告 示

平成17年9月11日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の参観人の数は、10人に制限する。

平成17年8月30日

最高裁判所裁判官国民審査  
愛媛県審査分会長 藤 山 薫

